



熊本県公報

号外 第 20 号
平成 21 年 10 月 9 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(人事課)	3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	10
○くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例	(男女参画・協働推進課)	12
○熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例	(少子化対策課)	12
○熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例	(医療政策総室)	12
○熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	13
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	(経営金融課)	13
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課)	13
○熊本県高校生徒学支援基金条例	(高校教育課)	13
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(//)	14
○熊本県立美術館条例の一部を改正する条例	(文化課)	14

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正〔第 1 条〕
 - (1) 遺族の範囲及び順位について規定することとした。(第 2 条の 2 関係)
 - (2) 自己の都合による退職の場合の退職手当の基本額に関する規定を整備することとした。(第 3 条関係)
 - (3) 基礎在職期間に関する規定を整備することとした。(第 6 条の 3 第 2 項関係)
 - (4) 退職手当の調整額に関する特例の規定を整備することとした。(第 6 条の 3 第 5 項関係)
 - (5) 失業者の退職手当に関する規定を整備することとした。(第 10 条第 10 項及び第 11 項関係)
 - (6) 第 11 条から第 18 条までにおける用語の定義を行うこととした。(第 11 条関係)
 - (7) 懲戒免職等退職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限について規定することとした。(第 12 条関係)
 - (8) 退職手当の支払の差止めについて規定することとした。(第 13 条関係)
 - (9) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限について規定することとした。(第 14 条関係)
 - (10) 退職をした者の退職手当の返納について規定することとした。(第 15 条関係)
 - (11) 遺族の退職手当の返納について規定することとした。(第 16 条関係)
 - (12) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付について規定することとした。(第 17 条関係)
 - (13) 人事委員会による退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等について規定することとした。(第 18 条関係)
 - (14) 職員等が退職した後引き続き職員等となった場合等における退職手当の不支給について規定することとした。(第 19 条関係)
 - (15) この条例に伴う条ブレ等についての整理することとした。(附則関係)
- 2 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部改正〔第 2 条〕
知事等の特別職について、熊本県職員等退職手当支給条例の適用を受ける職員と同様に、新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。
- 3 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正〔第 3 条〕
技能労務職員について、熊本県職員等退職手当支給条例の適用を受ける職員と同様に、新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。
- 4 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正〔第 4 条〕
企業職員について、熊本県職員等退職手当支給条例の適用を受ける職員と同様に、新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。

- 5 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正〔第 5 条〕
病院局職員について、熊本県職員等退職手当支給条例の適用を受ける職員と同様に、新たな支給制限及び返納の制度を設けることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
- 7 この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）
- 8 この条例に伴う条ズレ等について整理することとした。（附則第 3 項から第 5 項関係）

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料	6 5 0 円
(2) 猟銃操作射撃技能講習受講手数料	1 2, 3 0 0 円
(3) 年少射撃資格認定申請手数料	9, 6 0 0 円他
(4) 年少射撃資格認定証の書換え申請手数料	1, 8 0 0 円
(5) 年少射撃資格認定証の再交付申請手数料	1, 9 0 0 円
(6) 年少射撃資格講習会受講手数料	9, 7 0 0 円
(7) 汚染土壌処理業許可申請手数料	2 4 0, 0 0 0 円
(8) 家畜保健衛生所手数料(遺伝子学的検査)1 頭(羽)1 回につき	2, 5 0 0 円
- 2 次の手数料の額を改定することとした。

(1) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料	9, 0 0 0 円他から 1 0, 5 0 0 円他に改定
(2) 技能検定申請手数料	2 1, 0 0 0 円から 2 2, 0 0 0 円に改定
(3) 銃砲刀剣類所持許可証記載申請手数料	5, 4 0 0 円他から 6, 8 0 0 円他に改定
(4) 猟銃等所持許可更新申請手数料	5, 8 0 0 円他から 7, 2 0 0 円他に改定
(5) 射撃教習資格認定申請手数料	7, 9 0 0 円から 8, 9 0 0 円に改定
(6) 射撃練習資格認定申請手数料	7, 9 0 0 円から 8, 9 0 0 円に改定
- 3 その他規定を整備することとした。（第 3 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 の(1)から(6)まで及び 2 については平成 21 年 12 月 4 日から、1 の(7)については土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 23 号)の施行の日から施行することとした。
- 5 経過措置を設けることとした。（附則第 2 項、附則第 3 項関係）
- 6 熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部改正
この条例による手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整備することとした。（附則第 4 項関係）

◇くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例

- 1 くまもと県民交流館のうち、指定管理者制度の導入済みの物産等振興施設以外の部分に同制度の導入を図るため関係規定を整備することとした。（第 12 条-第 15 条関係）
- 2 2 倍の使用料を徴収する場合について、規則で具体的に規定するため、別表第 1 備考 1 に委任規定を加えることとした。（別表第 1 関係）
- 3 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 この条例による改正後のくまもと県民交流館条例別表第 1 の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

- 1 この条例の失効の期限を「平成 23 年 12 月 31 日」から「平成 27 年 12 月 31 日」とすることとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例

- 1 熊本県医療施設耐震化臨時特例基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金の対象となる事業を「環境の保全に関する事業」に改めることとした。（第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

- 1 「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めることとした。（第 3 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者の業務の対象となる港湾施設に水俣港の港湾施設のうち緑地及び植栽の区域を加えることとした。（第 18 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県高校生修学支援基金条例

- 1 熊本県高校生修学支援基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる高等学校の再編・統合に伴い、関係規定を整備することとした。（第 2 条関係）
 - (1) 熊本県立阿蘇高等学校及び熊本県立阿蘇清峰高等学校を再編・統合し、熊本県立阿蘇中央高等学校を新設する。
 - (2) 熊本県立蘇陽高等学校及び熊本県立矢部高等学校を再編・統合し、熊本県立矢部高等学校を新設する。
 - (3) 熊本県立天草東高等学校、熊本県立大矢野高等学校及び熊本県立松島商業高等学校を再編・統合し、熊本県立上天草高等学校を新設する。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例による改正前の熊本県立学校条例第 2 条に規定する熊本県立阿蘇高等学校、熊本県立蘇陽高等学校、熊本県立天草東高等学校、熊本県立大矢野高等学校、熊本県立松島商業高等学校及び熊本県立矢部高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第 2 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までの間、存続するものとする。（附則第 2 項関係）

◇熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

- 1 美術館の施設の名称及び位置に関する規定を整備することとした。（第 2 条関係）
- 2 美術館の業務に関する規定を追加することとした。（第 3 条関係）
- 3 美術館の休館日及び開館時間に関する規定を追加することとした。（第 5 条、第 6 条関係）
- 4 入館の制限等に関する規定を追加することとした。（第 8 条関係）
- 5 閲覧等の許可に関する規定を整備することとした。（第 9 条—第 11 条関係）
- 6 利用の許可に関する規定を整備することとした。（第 12 条—第 14 条関係）
- 7 指定管理者による管理に関する規定を追加することとした。（第 16 条関係）
- 8 指定管理者の業務に関する規定を追加することとした。（第 17 条関係）
- 9 利用料金に関する規定を追加することとした。（第 18 条関係）
- 10 指定管理者の原状回復義務に関する規定を追加することとした。（第 19 条関係）
- 11 損害賠償に関する規定を追加することとした。（第 20 条関係）
- 12 その他所要の改正を行うこととした。
- 13 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 10 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 49 号

- 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)
- 第 1 条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 28 年熊本県条例第 56 号）の一部を次のように改正する。
- 第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。
(遺族の範囲及び順位)
- 第 2 条の 2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (定義)
- 第 1 1 条 本条から第 1 8 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることとする。
- (1) 懲戒免職等処分とは、第 2 9 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員等としての身分を当該職員等の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関とは、この条例の規定により職員等の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしていする退職を除く。以下第 1 8 条までにおいて同じ。）の日において当該職員等に対し懲戒免職等処分を行おうとする権限を有している機関をいう。ただし、当該機関が退職後に懲戒免職等処分を行おうとする場合には、当該職員等については、当該職員等の占めていた職（当該職が退職したとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査した結果に基づき、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査した結果に基づき、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき）を占めていた職の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする。
- 第 1 1 条の 2 を削る。
- 第 1 4 条中「事項」の次に「(第 6 条の 3 第 1 項の職員等の区分及び第 1 8 条を除く。)」を加え、同条を第 2 0 条とする。
- 第 1 3 条の見出しを「(職員等が退職した後に引き続き職員等となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。
- 職員等が退職した場合（第 1 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員等となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 第 1 3 条に次の 2 項を加える。
- 3 職員等が第 8 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第 2 項の規定に該当する職員等が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、別に知事及び地方独立行政法人の職員の職となる場合には、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 地方独立行政法人の職員の職となる場合には、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 第 1 3 条を第 1 9 条とする。
- 第 1 2 条の 2 及び第 1 2 条の 3 を削る。
- 第 1 2 条を次のように改める。
- (懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)
- 第 1 2 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職をした者が占めていた職の内容及び責任、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする。）の全部又は一部を支給しないこととする。
- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 法第 2 8 条第 4 項の規定による失職（法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けなければならない者が知れないときは、当該処分の内容を熊本県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 第 1 2 条の次に次の 6 条を加える。
- (退職手当の支払の差止め)
- 第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
- (1) 職員等が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対し、まだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対し、まだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査

- (2) 当該退職を継続し、再就職を求めたとき、当該退職をした者が、当該退職の日の翌日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する支給可能な額を返納する。
- (3) 当該退職を継続し、再就職を求めたとき、当該退職をした者が、当該退職の日の翌日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する支給可能な額を返納する。
- 死亡による退職をした者の遺族が、当該退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことの遺族が当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機 關は、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当返納を命ぜらるる場合を除く。）の全部又は一部を返納を命ぜらるる処分を行ふことができる。
 - 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）においては、当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機 關は、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当返納を命ぜらるる場合を除く。）の全部又は一部を返納を命ぜらるる処分を行ふことができる。
 - 第1項第3号に該当するとき、当該退職に係る退職手当管理機 關は、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当返納を命ぜらるる場合を除く。）の全部又は一部を返納を命ぜらるる処分を行ふことができる。
- 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に對し当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことの遺族が当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に對し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機 關は、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当返納を命ぜらるる場合を除く。）の全部又は一部を返納を命ぜらるる処分を行ふことができる。

「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなればならない。

3 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けなければならない。当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べることがあるときは、退職手当の支給制限等の処分に係る事項については、必要があるときは、当該処分を受けるべき者又は退職手当の支給制限等の処分に係る事項を求むるに必要があるときは、関係機関に意見を提出し、その意見を踏まえ、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を決定する。

4 人事委員会は、必要があるときは、当該処分を受けるべき者又は退職手当の支給制限等の処分に係る事項を求むるに必要があるときは、関係機関に意見を提出し、その意見を踏まえ、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を決定する。

5 人事委員会は、必要があるときは、関係機関に意見を提出し、その意見を踏まえ、退職手当の支給制限等の処分に係る事項を決定する。

6 その他本条の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第11項中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

附則第14項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第29項中「により退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を加える。

(熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例(昭和27年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第8条第1項、第11条、第11条の2、第12条第1項及び第3項、第12条の2(第7項及び第8項を除く。))並びに第12条の3」を「第2条の2、第11条、第12条、第13条(第8項及び第9項を除く。)、第14条、第15条(第2項を除く。))並びに第16条から第18条まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、職員等退職手当支給条例第11条第1項第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関(知事にあつては知事)」と読み替えるものとする。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項又は第6項」を「第3項又は前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下この項において「職員等退職手当支給条例」という。)第11条から第19条までの規定は、職員等退職手当について準用する。この場合において、職員等退職手当支給条例第13条第8項中「第10条」とあるのは「熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号。以下「技能労務職員給与条例」という。))第12条第3項から第6項まで」と、職員等退職手当支給条例第13条第9項中「第10条」とあるのは「技能労務職員給与条例第12条第3項から第6項まで」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、職員等退職手当支給条例第15条第1項中「第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当」とあるのは「技能労務職員給与条例第12条第3項から第5項までの規定による退職手当(第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当に相当するものに限る。)」と読み替えるものとする。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項又は第6項」を「第3項又は前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下この項において「職員等退職手当支給条例」という。)第11条から第19条までの規定は、職員等退職手当について準用する。この場合において、職員等退職手当支給条例第13条第8項中「第10条」とあるのは「熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号。以下「企業職員給与条例」という。))第12条第3項から第6項まで」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、職員等退職手当支給条例第15条第1項中「第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当」とあるのは「企業職員給与条例第12条第3項から第5項までの規定による退職手当(第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当に相当するものに限る。)」と読み替えるものとする。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項又は第6項」を「第3項又は前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号。以下この項において「職員等退職手当支給条例」という。)第11条から第19条までの規定は、職員等退職手当について準用する。この場合において、職員等退職手当支給条例第13条第8項中「第10条」とあるのは「熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号。以下「企業職員給与条例」という。))第12条第3項から第6項まで」と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、職員等退職手当支給条例第15条第1項中「第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当」とあるのは「企業職員給与条例第12条第3項から第5項までの規定による退職手当(第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当に相当するものに限る。)」と読み替えるものとする。

- あるのは「企業職員給与条例第16条第3項から第5項までの規定による退職手当（第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当に相当するものに限る。）」と読み替えるものとする。
- （熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 第5条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。
- 第21条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項又は第6項」を「第3項又は前項」に改め、同条第8項及び第9項を削り、同条第10項を加える。
- 第7条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号。以下この項において「職員等退職手当支給条例」という。）第11条から第19条までの規定は、職員の退職手当について準用する。この場合において、職員等退職手当支給条例第13条第8項中「第10条」とあるのは「熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号。以下「病院局職員給与条例」という。）第21条第3項から第6項まで」と、職員等退職手当支給条例第13条第9項中「第10条」とあるのは「これららの規定」と、職員等退職手当支給条例第15条第1項中「第10条第3項、第6項又は第8項」を「第5項又は第7項」と規定するものとする。第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当に相当するものに限る。）」と、職員等退職手当支給条例第15条第2項中「第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当」とあるのは「病院局職員給与条例第16条第3項から第5項までの規定による退職手当（第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当に相当するものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 附則
- （施行期日）
- この条例は、公布の日から施行する。
 - （熊本県職員等退職手当支給条例等の一部改正に伴う経過措置）
第1条から第5条までの規定による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例、熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
 - （熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年熊本県条例第73号）の一部を次のように改正する。
附則第5項中「こえる」を「超える」に改める。
附則第6項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
 - （熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）
熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例（昭和48年熊本県条例第39号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「並びに第7条の5」を「、第8条並びに第19条第3項及び第4項」に改める。
附則第6項中「第3条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。
附則第8項及び第14項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
 - （熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）
熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
附則第2条第2項中「第7条の5第1項」を「第8条第1項」に改める。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第50号

- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例
- 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項第361号中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同号の次に次の1号を加える。
- (361)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定に基づく認知機能検査の実施

銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料 650円

第2条第1項第363号中「21,000円」を「22,000円」に改め、同号の次

に次の1号を加える。

(363)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

猟銃操作射撃技能講習受講手数料 12,300円

第2条第1項第365号中「5,400円」を「6,800円」に、「同時に他の同号の」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第7条第1項ただし書の規定による」に、「当該他の同号の」を「当該他の同項ただし書の規定による」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同項第368号中「空気銃の」の次に「所持の」を加え、同号ア中「5,800円」を「7,200円」に、「及び銃砲刀剣類所持等取締法」を「及び同法」に、「3,500円」を「4,800円」に改め、同号イ中「5,400円」を「6,800円」に、「及び銃砲刀剣類所持等取締法」を「及び同法」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同項第369号中「7,900円」を「8,900円」に改め、同項第370号中「受ける」を「行う」に、「7,900円」を「8,900円」に改め、同号の次に次の4号を加える。

(370)の2 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請に対する審査

年少射撃資格認定申請手数料 9,600円。ただし、同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の認定に係る手数料については、5,900円

(370)の3 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え

年少射撃資格認定証の書換え申請手数料 1,800円

(370)の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付

年少射撃資格認定証の再交付申請手数料 1,900円

(370)の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく講習会の開催

年少射撃資格講習会受講手数料 9,700円

第2条第1項第623号の14の次に次の1号を加える。

(623)の14の2 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査

汚染土壌処理業許可申請手数料 240,000円

第2条第1項第651号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 遺伝子学的検査 1頭(羽)1回につき 2,500円

第3条の表中「第2条第1項第130号」を「第2条第1項第93号の2、第130号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第651号中クをケとし、キの次に次のように加える改正規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号。以下「土壤汚染対策法一部改正法」という。)附則第2条の規定の施行の日

(3) 第2条第1項第361号の改正規定、同項第361号の次に1号を加える改正規定、同項第363号の改正規定、同項第363号の次に1号を加える改正規定、同項第365号、第368号、第369号及び第370号の改正規定、同項第370号の次に4号を加える改正規定並びに附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項第327号の次に1号を加える改正規定、第329号の次に1号を加える改正規定及び第336号の次に4号を加える改正規定に限る。)平成21年12月4日

(4) 第2条第1項第623号の14の次に1号を加える改正規定及び附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第564号の13の次に1号を加える改正規定に限る。)土壤汚染対策法一部改正法の施行の日(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第1項第4号に規定する規定の施行の日において、土壤汚染対策法一部改正法附則第2条の規定により、土壤汚染対策法一部改正法による改正後の土壤汚染対策法第22条第1項の許可を受けようとして、その申請を行う者は、この条例による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項第623号の14の2の規定及び熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第564号の13の2の規定の例により手数料を納付しなければならない。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第327号の次に次の1号を加える

別表第1 | 327の2 銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料 |

別表第1 | 329の2 猟銃操作射撃技能講習受講手数料 |

別表第1 | 329の2 猟銃操作射撃技能講習受講手数料 |

別表第1 | 336号の次に次の4号を加える。

別表第1	336の2	年少射撃資格認定申請手数料
	336の3	年少射撃資格認定証の書換え申請手数料
	336の4	年少射撃資格認定証の再交付申請手数料
	336の5	年少射撃資格講習会受講手数料
	564の13の2	汚染土壌処理業許可申請手数料

手数料の項第564号の13の次に次の1号を加える。

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第51号

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例
くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中「物産等振興施設」を「交流館」に改める。
第13条中「の各号」を削り、同条第5号中「物産等振興施設」を「交流館」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「物産等振興施設の施設等」を「交流館の施設及び設備」に改め、同条第5号とし、同条第3号を削り、同条第2号中「物産等振興施設」を「会議室等及び物産等振興施設」に改め、同条第4号とし、同条第1号中「物産等振興施設の提供を行う」を削り、同条第3号とし、同条第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 第3条第1号に掲げる業務
- (2) 第3条第2号及び第4号に掲げる業務（社会貢献活動に関するものに限る。）

第14条第1項中「物産等振興施設の管理」を「交流館の管理」に、「場合は、物産等振興施設の利用者は、利用料金を納めなければならない」を「場合は、当該指定管理者に交流館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる」に改め、同条第2項中「額は、」の次に「会議室等にあつては別表第1に定める額に、物産等振興施設にあつては」を加える。

第15条中「施設等」を「施設及び設備」に改める。
別表第1中「第10条関係」を「第10条、第14条関係」に改め、同表備考1中「商業宣伝、営業その他これらに類する目的でこの表に掲げる施設及び設備を使用する場合」を「営利を目的とする業務のために使用する場合として規則で定める場合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第52号

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例
熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第53号

熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例
(設置)

第1条 医療施設の耐震化を促進するため、熊本県医療施設耐震化臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第54号

熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例

熊本県環境保全基金条例（平成2年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域の環境保全」を「環境の保全」に改める。

第4条中「地域の環境保全活動の基盤整備」を「環境の保全のための施設整備」に、「地域の環境保全に」を「環境の保全に」に、「その他地域の環境保全活動」を「その他の環境の保全」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第56号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「の各号」を削り、同条第1号アからウまでを次のように改める。

ア 八代港の港湾施設のうちコンテナターミナル（コンテナ貨物の荷さばきを行うための施設。以下この号において同じ。）の区域

イ 熊本港の港湾施設のうちコンテナターミナルの区域

ウ 三角港の港湾施設のうち波多マリーナの区域

第18条第1号に次のように加える。

エ 水俣港の港湾施設のうち緑地及び植栽の区域

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県高校生修学支援基金条例をここに公布する。

平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第57号

熊本県高校生修学支援基金条例

(設置)

第1条 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒の教育の機会を確保するため、

熊本県高校生修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。
（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（基金の処分）

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第58号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表熊本県立大津高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立阿蘇中央高等学校	阿蘇市
--------------	-----

第2条の表熊本県立阿蘇高等学校の項、熊本県立蘇陽高等学校の項及び熊本県立天草東高等学校の項を削り、同表熊本県立牛深高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立上天草高等学校	上天草市
-------------	------

第2条の表熊本県立大矢野高等学校の項及び熊本県立松島商業高等学校の項を削り、同表熊本県立翔陽高等学校の項の次に次のように加える。

熊本県立矢部高等学校	上益城郡山都町
------------	---------

第2条の表中

熊本県立阿蘇清峰高等学校	阿蘇市
熊本県立矢部高等学校	上益城郡山都町

を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の熊本県立学校条例第2条に規定する熊本県立阿蘇高等学校、熊本県立蘇陽高等学校、熊本県立天草東高等学校、熊本県立大矢野高等学校、熊本県立松島商業高等学校、熊本県立阿蘇清峰高等学校及び熊本県立矢部高等学校は、この条例による改正後の熊本県立学校条例第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第59号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例
 熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法」を「県民の美術に関する知識及び教養の向上に資するため、博物館法」に改め、「熊本市に」を削る。

第9条を第22条とし、第8条を第21条とし、第7条を第15条とし、同条の次に次の5条を加える。
 （指定管理者による管理）

第16条 分館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体である教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があるとき、あらかじめ教育委員会承認を得て、分館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

第17条 第1項の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第12条から第14条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第18条 第1項の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が分館の管理を行うこととされた期間前に第12条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

第19条 第1項の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が分館の管理を行うこととされた期間前に第12条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けたるものとみなす。
 （指定管理者の業務）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 (1) 第3条第4号に掲げる業務（分館に限る。）
 (2) 分館の施設の利用の許可に関する業務
 (3) 分館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が分館の管理上必要と認める業務（利用料金）

第21条 第12条第3項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により分館の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者に分館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

第22条 利用料金の額は、別表に定める額とする。

第23条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定められた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。
 （原状回復義務）

第24条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった分館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
 （損害賠償）

第25条 故意又は過失により美術館の施設若しくは設備又は美術品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第26条 第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、美術館の管理上必要な条件を付することができる。

第27条 第12条とし、同条の次に次の2条を加える。
 （利用の許可の基準）

第28条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。
 (1) 美術館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 (2) 美術館の施設若しくは設備又は美術品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 (3) その他利用させることが美術館の管理上支障があると認められるとき。
 （利用の許可の取消し等）

第29条 教育委員会は、第12条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は美術館の管理上支障があると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止させることができる。
 (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は美術館の施設及び設備の管理の業務に従事する者の指示に違反したとき。
 (2) 第12条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
 (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

第30条 中「のため、美術館が収蔵し、又は寄託を受けた美術品等について、」を「のた

めに所蔵美術品等の」に改め、「模写等」の次に「（以下「閲覧等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、所蔵美術品等の管理上必要な条件を付することができる。

第5条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（閲覧等の許可の基準）

第10条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 美術館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 美術館の施設若しくは設備又は美術品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他所蔵美術品等の閲覧等が所蔵美術品等の管理上支障があると認められるとき。

（閲覧等の許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、閲覧等の許可をした所蔵美術品等の展示若しくは貸出しを行う必要が生じたとき、又は所蔵美術品等の管理上支障があると認めるときは、同項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は閲覧等を停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は美術館の施設及び設備の管理の業務に従事する者の指示に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

第4条第1項中「平常的に展示する美術品等」を「所蔵し、又は寄託を受けた美術品等（以下「所蔵美術品等」という。）の展覧会」に改め、同条第2項中「美術館が特別に展示する美術品等」を「所蔵美術品等以外の美術品等の展覧会」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（入館の制限等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 美術館における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
- (3) 美術館の施設若しくは設備又は美術品等をき損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は美術館の施設及び設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者
- (5) その他美術館の管理上支障があると認められる者

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第5条 美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）
- (2) 12月25日から翌年1月4日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く分館の開館時間については、午前9時30分から午後6時30分まで）とする。ただし、入館は、閉館時刻の30分前までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 美術館の施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

施設の名称	位置
熊本県立美術館本館（以下「本館」という。）	熊本市
熊本県立美術館分館（以下「分館」という。）	

第2条の次に次の1条を加える。

（業務）

第3条 美術館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 美術品等に関する専門的な調査研究を行うこと。
 - (3) 県民の美術に関する創作、研究等を促進するために必要な事業を行うこと。
 - (4) 美術品等の展示のための施設を提供すること。
 - (5) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- 別表第1中「第4条関係」を「第8条関係」に改め、同表中「永青文庫展示室」を「本館永青文庫展示室」に、「本館常設展示室・永青文庫展示室共通」を「本館常設展示室及び本館永青文庫展示室共通」に改める。
- 別表第2中「第6条関係」を「第12条、第18条関係」に改める。
- 附 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。